

第 4 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(埼玉森林計画区)

計 画 期 間 自 平 成 25 年 4 月 1 日
 至 平 成 30 年 3 月 31 日

關 東 森 林 管 理 局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林（もり）」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進に重点を置いたものに転換し、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進している。また、一般会計繰入を前提とした会計制度の下で、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

森林は、水源の涵養^{かんよう}、森林とのふれあいや環境教育の場、林産物の産出など様々な働きをしている中で、国有林野に対しては、特に、災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全の働きに高い期待が寄せられており、公益重視の管理経営の一層の推進が求められている。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中で、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

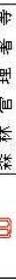
こうしたことを背景に、国有林野事業については、国有林野と民有林野の一体的な整備及び保全を図る仕組みの創設、特別会計を廃止し一般会計において実施、債務については国民負担とせず林産物収入等をもって返済するなどの所要の法律改正が平成 24 年 6 月に行われたところである。

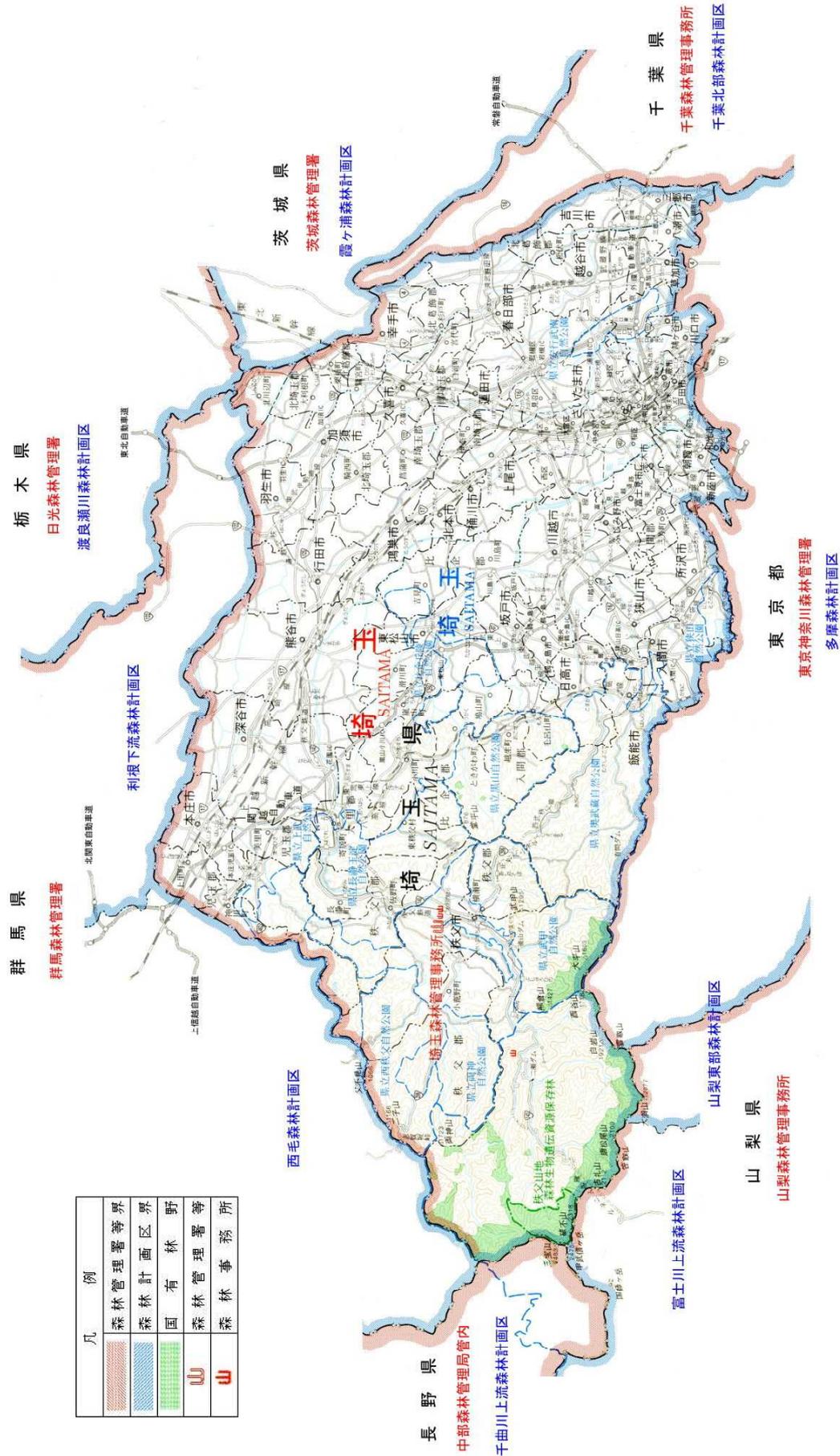
この法律改正を踏まえ、今後は、国有林野の機能類型をあらためて5タイプに区分した上で、公益林として管理経営することとし、木材等生産機能については、タイプに応じた適切な施業で得られる木材を計画的に供給することで発揮していくこととする。

本計画は、これらのことを踏まえるとともに、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即すとともに、森林法第7条の2の規定に基づきたてられた国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の埼玉森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を関東森林管理局長が定めるものである。

今後、埼玉森林計画区における国有林野の管理経営はこの計画に基づき、関係行政機関や関係地方自治体等との連携を図りつつ、地域住民や国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。

埼玉森林計画区の国有林野位置図

凡例	
	森林管理署等界
	森林計画区界
	国有林野
	森林管理署等
	山
	山



目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
（1）森林計画区の概況	1
（2）国有林野の管理経営の現況及び評価	1
ア 計画区内の国有林野の現況	1
イ 主要施策に関する評価	4
① 伐採量	4
② 更新量	4
③ 保護林	4
④ 緑の回廊	5
（3）持続可能な森林経営の実施方向	5
ア 生物多様性の保全	5
イ 森林生態系の生産力の維持	6
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	6
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	6
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	7
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持 及び増進	7
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的 枠組	7
（4）政策課題への対応	8
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	9
（1）機能類型毎の管理経営の方向	9
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害 防止タイプに関する事項	11
① 土砂流出・崩壊防備エリア	11
② 気象害防備エリア	11
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプ に関する事項	11
ウ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境 形成タイプに関する事項	12
エ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプ に関する事項	12
（2）地域ごとの機能類型の方向	13
ア 奥秩父地域	13
① 秩父湖地区	13
② 滝沢ダム地区	13
イ 秩父地域	14
ウ 都幾川・毛呂山地域	14
3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に 必要事項	15
ア 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	15
イ 林業事業者の育成	15

ウ	民有林と連携した施業の推進	15
エ	森林・林業技術者等の育成等	15
オ	その他	15
4	主要事業の実施に関する事項	16
(1)	伐採総量	16
(2)	更新総量	16
(3)	保育総量	16
(4)	林道等の開設及び改良の総量	16
II	国有林野の維持及び保存に関する事項	17
1	巡視に関する事項	17
(1)	山火事防止等の森林保全管理	17
(2)	境界の保全管理	17
(3)	入林マナーの普及・啓発	17
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	17
3	特に保護を図るべき森林に関する事項	18
(1)	保護林	18
ア	森林生物遺伝資源保存林	18
イ	植物群落保護林	20
(2)	緑の回廊	20
4	その他必要な事項	22
(1)	ニホンジカやツキノワグマによる樹皮剥ぎ等に関する事項	22
(2)	希少猛禽類の生息に関する事項	22
(3)	その他	22
III	林産物の供給に関する事項	23
1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	23
2	その他必要な事項	23
IV	国有林野の活用に関する事項	24
1	国有林野の活用の推進方針	24
(1)	レクリエーションの森	24
2	国有林野の活用の具体的手法	24
3	その他必要な事項	24
V	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	25
1	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	25
VI	国民の参加による森林の整備に関する事項	26
1	国民参加の森林に関する事項	26
2	分収林に関する事項	26
3	その他必要な事項	26

(1) 森林環境教育の推進	26
(2) 森林の整備・保全等への国民参加	27
VII その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	28
1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	28
(1) 林業技術の開発	28
(2) 林業技術の指導・普及	28
2 地域の振興に関する事項	28
3 その他必要な事項	28
森林の管理経営に関する指針	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 森林計画区の概況

本計画の対象は、埼玉県全域を包括する埼玉森林計画区[※]内の国有林野12千haであり、当森林計画区の森林面積の10%を占めている。

林況[※]は、スギ、ヒノキ、カラマツの人工林とブナ等の広葉樹やコメツガ等の針葉樹の天然林で構成されている。

当計画区の西部には、2,000m級の山々が多数連なる秩父山地があり、計画区の中央部から東部へは、丘陵部や関東平野が広がっている。

国有林野は、秩父山地を源とする荒川を含む大小河川の源流部に位置しており、水源かん養保安林[※]が国有林野面積の99%を占め、下流域の生活用水や農業用水などの水源地として重要な役割を担っている。

また、国有林野の全域が、秩父多摩甲斐国立公園や県立自然公園の区域となっており、奥秩父主稜の山々周辺は、登山等で利用されている。

(2) 国有林野の管理経営の現況及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況(平成24年3月31日時点)は、人工林を中心とする育成林が23%(2.6千ha(育成単層林[※]2.2千ha、育成複層林[※]0.4千ha))、天然生林[※]が77%(8.9千ha)となっている。(図-1-1、図-1-2参照)

[※]【埼玉森林計画区】

全国では158の森林計画区があり、埼玉県では、埼玉の1森林計画区に区画されています。

[※]【林況】

樹種、樹高、下層植生(森林の下層に生育している低木や草本類)の状況など、現在の森林の様子。

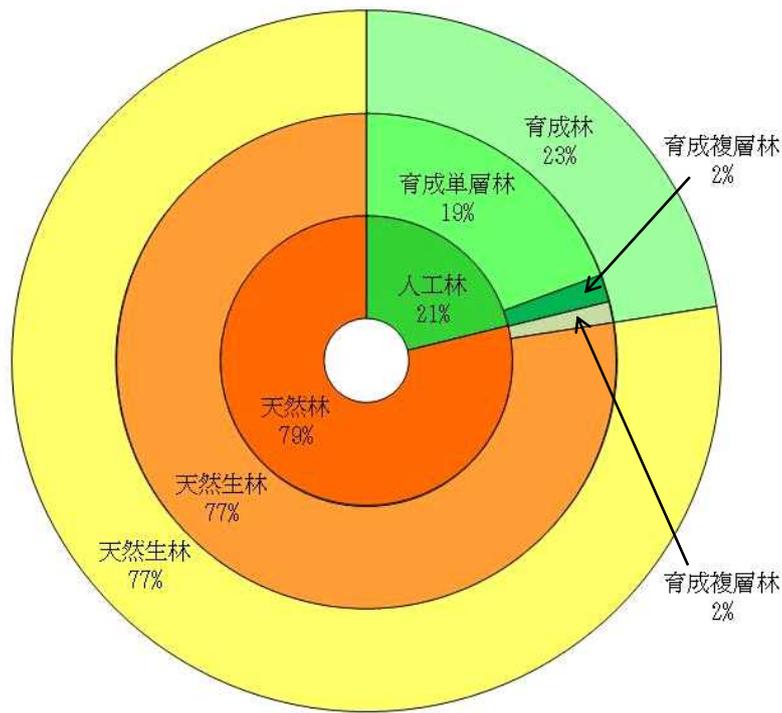
[※]【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

[※]【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為(植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業)により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)が行われている森林。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）



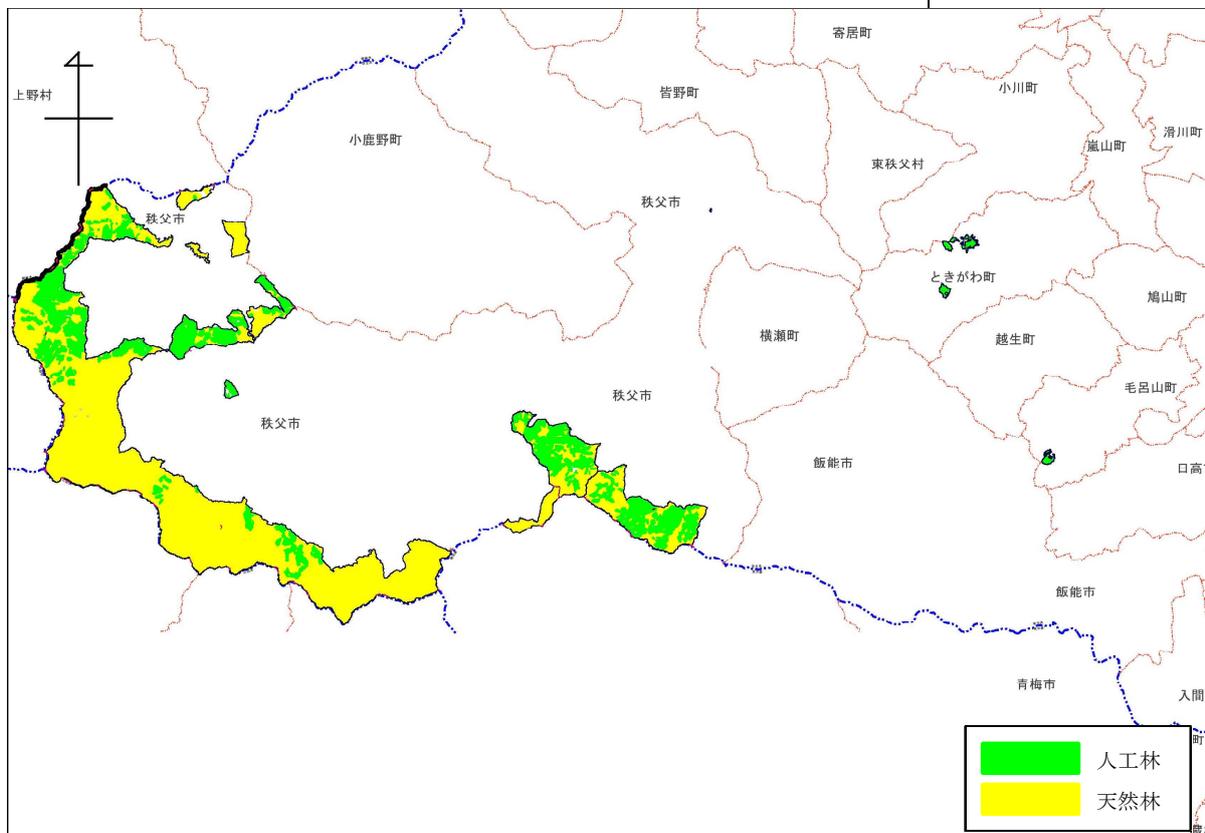
※【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

※【天然生林】

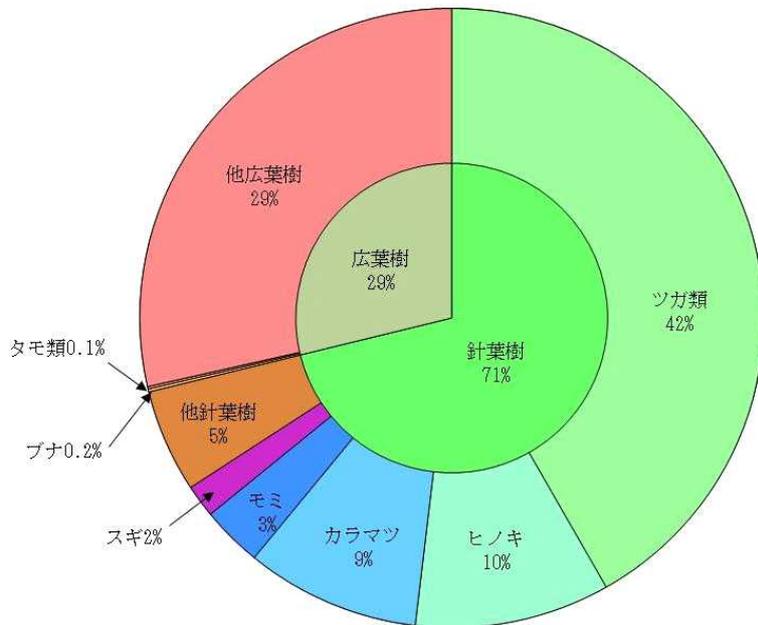
主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

図-1-2 人工林、天然林の分布状況



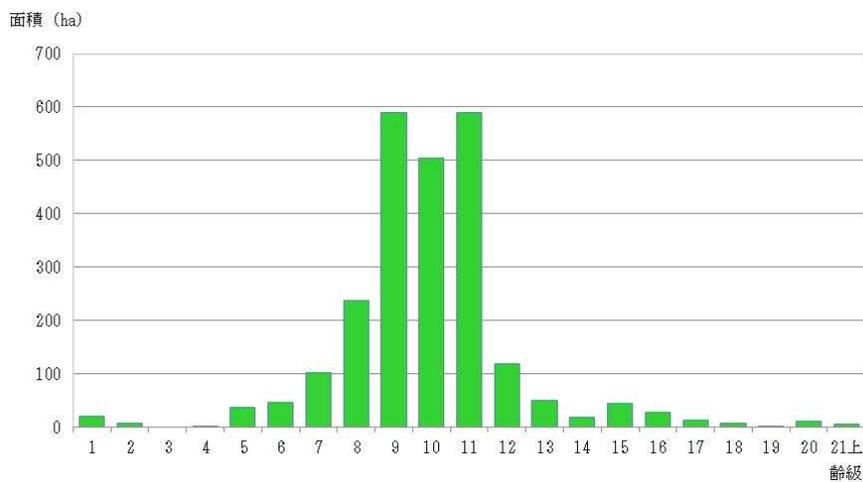
主な樹種別の材積をみると、針葉樹ではツガ類 1,114 千 m^3 、ヒノキ 270 千 m^3 、カラマツ 241 千 m^3 、広葉樹ではブナ 4 千 m^3 、タモ類 3 千 m^3 となっている。(図-2 参照)

図-2 主な樹種構成 (材積比)



人工林について見ると、齢級構成は、1 齢級から 4 齢級の若齢林分が 1 %、間伐適期である 5 齢級から 8 齢級が 17 %、9 齢級以上の林分が 82 %となっている。(図-3 参照)

図-3 人工林の齢級*構成



*【齢級】

林齢(森林の年齢)を5年の幅でくくったもの。

1 齢級は 1 ~ 5 年生、
2 齢級は 6 ~ 10 年生、
10 齢級は 46 ~ 50 年生の森林などとなります。

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成20年度～平成24年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている（平成24年度は実行予定を計上）。

① 伐採量

間伐^{*}は、地球温暖化防止対策を進める中で積極的に実行したが、これまで間伐を実施していない小径級の林分を優先したことから、計画に対し材積で90%、面積で93%の実行結果であった。

主伐^{*}は、計画どおり実行し、実測の結果、材積増があったため、計画量を上回った。

（単位：材積 m^3 ）

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	6,119	37,431 (402ha)	7,495	33,544 (372ha)

注) 1 () は間伐面積である。

2 前計画の臨時伐採量は、主伐に含めた。

② 更新量^{*}

皆伐箇所の新植による確実な更新を図るため、人工造林を計画したが、前計画期間の後半に主伐した箇所の更新が本計画期間で行われるため、実行結果は85%にとどまった。今後、適切に実行するものとする。

（単位：面積 ha）

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	26	—	22	—

③ 保護林^{*}

当計画区に設定している全ての保護林について、現況を把握するため森林や動植物等の状況に関するモニタリング^{*}を行った。

その結果、ブナ帯上部から亜高山帯に至る多様な森林生態系が維持されていることが確認された。

しかし、ニホンジカによる樹皮剥ぎや林床植生等の食痕がみられ、下層植生の発達を妨げている箇所もあるため、その影響を調査し、ニホンジカによる被害防止対策を講じる必要がある。

^{*}【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

^{*}【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

^{*}【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

^{*}【保護林】

P18 以降具体的説明。

^{*}【モニタリング】

あるものの実態、状態を継続的に観測・観察することです。

(単位：面積 ha)

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
森林生物遺伝資源保存林	1	2,123	1	2,123
植物群落保護林	1	23	1	23
計	2	2,145	2	2,145

注) 四捨五入の関係で合計は合わない。

④ 緑の回廊*

緑の回廊は、保護林間を結ぶことで、野生動植物の移動経路を確保し、種の保存や遺伝的な多様性を図ることを目的に設定しており、設定目的に沿った管理経営を行ってきたところである。概ね健全な状態を維持しており、ニホンジカによる被害対策については、保護林と同様である。

(単位：延長 km、面積 ha)

緑の回廊の名称	前計画期首		前計画期末	
	延長	面積	延長	面積
秩父山地緑の回廊	44	6,453	44	6,453

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分*に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林への指導やサポートを通じて森林・林業の再生に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス*に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性*の保全

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生動植物の生

*【緑の回廊】

P20以降具体的に説明。

*【機能類型区分】

P9以降具体的に説明。

*【モントリオール・プロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

*【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています。

息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組（利根上流森林計画区（群馬県）の第4次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考）を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・主伐箇所と長伐期の組み合わせ等による森林のモザイク的配置
- ・保護林、緑の回廊の適切な維持・管理

イ 森林生態系^{*}の生産力の維持

（取組内容）

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、森林の整備の適切な実施と伐採後の更新の確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・計画的な森林整備
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

（取組内容）

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、野生鳥獣や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ニホンジカやツキノワグマによる樹皮剥ぎ等の被害防止対策
- ・森林病虫害の早期発見のための巡視
- ・山火事を防止するための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

（取組内容）

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養^{かん}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

^{*}【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

^{*}【水源涵養機能^{かん}】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化又は複層林施業により裸地状態の減少
- ・ 沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新
- ・ 下層植生の発達を促すための抜き伐り
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保の場としてのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 国民参加の森林づくりの推進
- ・ 森林環境教育の推進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進める。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」^{*}の設置や計画策定に当たって地域住民等から意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP^{*}等の充実による情報発信

^{*}【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

^{*}【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的な供給等、地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p>【流域保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日野、細久保谷、大河俣沢、広河原流域で、災害復旧及び災害防止のため、4箇所(箇)の溪間工、8箇所(箇)の山腹工を計画。 ・ 保安林内で、280haの森林整備を計画。 <p>【水源涵養機能の維持】</p> <p>水源涵養タイプの育成林2,300haのうち630haで森林整備(間伐)を計画。</p>
共 生	<p>【快適環境の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 快適環境形成タイプの育成林19haのうち6haで森林整備(複層伐・間伐)を計画。 <p>【ふれあい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人等への国民参加の森林づくりの場を提供。 ・ 学校等と連携した森林環境教育の推進や、木工工作等のイベント開催。
循 環	<p>【木材の供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の持つ公益的機能を発揮させるため、計画的な森林整備を実施。 ・ 森林整備に伴い発生した木材の搬出・供給。 <p>【森林資源の適切な整備】</p> <p>効果的、効率的な森林整備を行うため5.8km(うち林業専用道4.6km)の路網の整備を計画。</p>
地球温暖化防止	<p>育成林2,600haのうち630haの間伐を計画。天然生林*9,157haのうちほぼ100%にあたる9136haを保安林として保全。</p>

*【本項に係る天然生林】
左記の天然生林は、P2で説明した天然生林に加え、岩石地や草生地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や気象害の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、人間の居住環境の保全を重視する「快適環境形成タイプ」、水源の涵養を重視する「水源涵養タイプ」の4つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表-1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林の林相の維持・改良等に必要な施業の結果、得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域のニーズに応じて木材を供給することとする。

また、公益的機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化を図る主伐を計画的に行うこととする。

森林性猛禽類*の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生息、生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

*【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

表－1
機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位：面積 ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 	674
	気象害防備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある。） 	—
自然維持タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある。） 	7,503
快適環境形成タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（都市部）により除外する場合もある。） 	20
水源涵養タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う） 	3,787
機能類型区分設定外			2
合 計			11,987

注）四捨五入の関係で合計は合わない。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプにおいては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害*による環境の悪化の防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり土砂流出・崩壊防備エリア及び気象害防備エリアに区分して取り扱うものとする。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

① 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区には該当する国有林野はない。

山地災害防止タイプの面積 (単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	674	674	-

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設

定する。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

自然維持タイプの面積 (単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
		面 積

ウ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境タイプにおいては、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の住居環境を良好な状態に保全する機能の維持増進を図るため、防音や大気浄化に有効な森林の幅を維持する育成複層林施業や大気汚染に対する抵抗性の高い樹種による更新を推進すること等に努める。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

快適環境形成タイプの面積 (単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	20

エ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプについては、流域の特性や当該森林の状況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層*で構成される森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものし、これらを維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

また、本計画における水源涵養タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

水源涵養タイプの面積 (単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	3,787

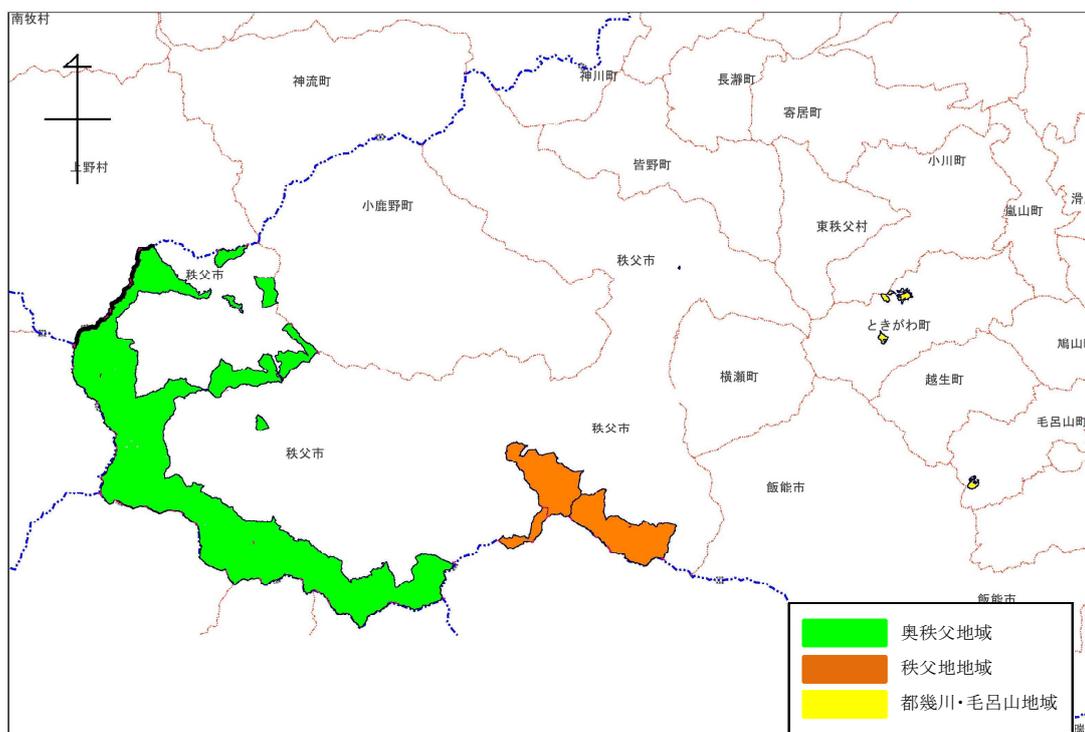
*【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、奥秩父地域、秩父地域、都幾川・毛呂山地域の3地域に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。(図-4参照)

図-4



ア 奥秩父地域 (42～76林班)

本地域は、秩父市の西部に所在し、雲取山、甲武信ヶ岳、三国山等を含む 2,000m 級の山々が多数連なる秩父山地の北東側の斜面にあり、①滝川と大洞川が流れ込む秩父湖地区、②中津川が流れ込む滝沢ダム地区に細分される。

①秩父湖地区(42～62林班)

本地区の国有林野は良好な自然環境を有していることから、全域が秩父多摩甲斐国立公園特別地域に指定されている。また、天然林が 98%を占め、保護林や緑の回廊を設定していることから、自然維持タイプに区分し、自然環境を重視した管理経営を行うこととする。

②滝沢ダム地区(63～76林班)

本地区の秩父山地の尾根筋や中津峡周辺の国有林野は、秩父多摩甲斐国立公園特別地域に指定され、秩父山地周辺は保護林

や緑の回廊を設定していることから、自然維持タイプに区分し、自然環境を重視した管理経営を行う。

また、土砂流出のおそれの高い森林及び土砂流出防備保安林に指定されている森林は、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

上記以外の森林は、荒川の最上流域であり、水源かん養保安林に指定されていることから、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ 秩父地域（1～30林班（欠林班13、17、18）、41林班）

本地域は、秩父市の東部に所在し、天目山を含む秩父山地の北側斜面である。主な水系は荒川へ直接流れ込む大血川や川浦谷、秩父桜湖へ流れ込む大久保谷や細久保谷などがある。

国有林野のほぼすべてが武甲県立自然公園に指定されており、主に尾根筋の高齢天然林が残されている区域を、自然維持タイプに区分し、自然環境を重視した管理経営を行う。

上記以外の森林は、荒川右岸の各支流の源流域であり、水源かん養保安林に指定されていることから、水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 都幾川・毛呂山地域（31、34、35林班）

本地域の国有林野は、関東平野西辺の比企丘陵のうち、ときがわ町と毛呂山町に所在している。

ときがわ町の国有林野の7割は、国指定の有形文化財の慈光寺周辺に所在しており、地域住民の生活圏から近いため、快適環境形成タイプに区分し、生活環境の保全機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、毛呂山町の土砂流出防備保安林に指定されている国有林野は、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

上記以外の森林は、都幾川や越辺川の集水域となっていることから水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、県、市町村等と連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、次に掲げる取組を推進するとともに、計画的な木材供給の推進、安心安全への取組、生物多様性保全に資する取組、上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等を推進する。

ア 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

県、市町村等と連携し、低コスト作業道の整備に向けて取り組む。

イ 林業事業体の育成

民有林行政と連携を図りつつ、林業事業体への計画的な事業の発注や立木の供給等を推進し、林業事業体の育成に努める。

また、緑の雇用担い手対策事業の研修フィールドとして国有林野を提供する。

ウ 民有林と連携した施業の推進

利用期を迎えつつある資源を活用し持続的な林業経営について、民有林と国有林が連携して推進していくため、施業の集約化や計画的な路網整備など効率的な施業を検討する。

また、県、秩父市等と連携し、水道水源地等や歩道等の整備のための情報交換を実施する。

エ 森林・林業技術者等の育成等

各種研修フィールドとして国有林野を提供する。

オ その他

木質バイオマス利用推進のために検討を進めているバイオマスタウン構想に参加し、間伐材の生産量について情報提供等を行う。

また、不法投棄対策としての各種団体と連携したクリーン活動を実施するとともに、地元の中学生在が行う職場体験学習に協力する。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道等の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量^{*} (単位：m³)

区分	主伐	間伐	計
計	7,649	38,855 (630)	49,004 《2,500》

- 注) 1 ()は、間伐面積(ha)
2 計欄の《 》は、臨時伐採量^{*}で内書き
3 計は、主伐、間伐及び臨時伐採量の合計

(2) 更新総量 (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	24	0	24

(3) 保育総量 (単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	124	10	12

(4) 林道等の開設及び改良の総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
林道 [*]	2	4,600	5	1,180
うち林業専用道 [*]	2	4,600	—	—

^{*}【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

^{*}【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

^{*}【林道】

一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路。

^{*}【林業専用道】

森林施業のために特定の者が利用し、林道を補完するための道路。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、冬季から早春季にかけて林内が乾燥するため、山火事発生危険が増大する。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、山火事の防止、貴重な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、大部分が奥地山岳地帯にあるが、一部は丘陵地に散在している。

このため、人里に近い境界は主に人為的活動から、境界が適切に保全されているか巡視するとともに、奥地山岳地帯では、複雑で急峻な地形のため、自然的作用により、境界標識が亡失するおそれの高い地域であることから、今後とも境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

近年の登山ブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者が増加傾向にある。それに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。また、近年、廃棄物の不法投棄が行われているため、これらの早期発見や未然防止が必要である。このため、国有林野保護監視員や地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

森林病虫害の被害に対しては、早期発見に努めるとともに、民有林関係者と連携を図りつつ、まん延を防止するため適切な対応を図ることとする。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、野生動植物の生息又は生育の状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では2箇所、2,145haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリングを実施しているところである。今後は、モニタリング結果の蓄積及び分析を行い、その結果によっては自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取扱いについては、前述の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれに関わらず行うことができるものとする。

また、立入を可能とする区域においては、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所について、標識の設置、歩道の整備等に努めるとともに、学習の場等として国民が利用できるよう努めるものとする。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森林生物遺伝資源保存林	1	2,123
植物群落保護林	1	23
総 数	2	2,145

ア 森林生物遺伝資源保存林

森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範囲に保存することを目的としている。この森林の取扱いは、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとし、「秩父山地森林生物遺伝資源保存林保護計画」に基づき適正に取り扱うものとする。

【参考】 森林生物遺伝資源保存林の管理及び利用等に関する事項

— 秩父山地森林生物遺伝資源保存林保護計画抜粋 —

◇ **森林生物遺伝資源保存林の管理に関する事項**

- (1) 営林局長は、保存林を巡回するなどにより、保存林的な状況把握に努めることとする。
- (2) 保存林内においては、原則として自然の推移に委ねることとする。
ただし、利用に関する事項に記載した調査・研究のほか、次に掲げるア～オの行為について、必要に応じて行うことができることとする。この場合、営林局長は、必要に応じて森林総合研究所、林木育種センター等の意見を求めることとする。
 - ア 保存林の機能の維持確保を図る観点からの森林施業及び病虫害対策
 - イ 非常災害のための応急措置として行う次の行為
 - ① 山火事の消火等
 - ② 林地の崩壊、地すべり等の災害の復旧措置
 - ウ 保存林の機能の維持に配慮した治山事業
 - エ 標識類の設置等
 - オ その他法令等の規定に基づき行うべき行為
- (3) 貴重な遺伝資源を保存する必要があることから、標識の設置やパトロール等を通じて入林者への協力要請に努めることとする。
- (4) 保存林周辺の森林の取扱い
保存林周辺の森林の取扱いは、保存林に対する環境変化の影響を緩和する必要があるため、機能類型区分ごとの施業管理の基準に基づき、次により取り扱うこととする。
 - ア 天然林については、更新なども比較的良好であることから、自然の推移に委ねることとし、天然林施業とする。
 - イ 人工林については、広葉樹等の混入も多く、また、閉鎖林分が少なく、林内照度も比較的高いこと等から自然の推移に委ねることとし、天然林施業とする。

◇ **森林生物遺伝資源保存林の利用に関する事項**

保存林における遺伝、育種あるいは各種のバイオテクノロジーに係る調査・研究のほか、森林生態学等広範な分野の学術的な調査・研究のため、保存林の機能を損なわない範囲内で保存林を開放することとする。

なお、利用にあたっての手続き等は、次によることとする。

- (1) 研究者等が調査、試料の採取を行おうとする場合、あらかじめ営林局長の許可を得ることとする。
- (2) 営林局長は、研究者等から利用の申請があった場合には、その内容を審査し、特段の問題がない場合にはこれを許可する。
審査にあたって、必要に応じ関係する森林総合研究所、林木育種センター等の意見を求めることとする。
- (3) 次に該当する場合は、許可しないものとする。
 - ア 堅固な施設の設置等原状回復が困難な行為が予想されている場合。
 - イ その他、調査・研究の計画からみて、森林生物遺伝資源の保存に支障を及ぼす恐れが見込まれる場合。

◇ **森林生物遺伝資源保存林の管理・利用に関して調査・研究すべき事項**

営林局長は、保存林の適切な管理・利用を図るため、森林総合研究所、林木育種センター等との連携を図りつつ、保存林の種のリストアップ、分布状況の把握及びモニタリング等状況把握に関する調査・研究及び情報の整備に努めることとする。

イ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資するため、当計画区では、コメツガやシラビソ等の亜高山性針葉樹林の群落を十文字峠植物群落保護林として設定している。

- ① 原則として伐採は行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要な効果的であると認められるときは、まき付け、植込み、刈出し、除伐等を行う。

(2) 緑の回廊

緑の回廊は、野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことが適当な国有林野において、既存の保護林をそれぞれ連結し、より広範囲な森林の連続性の確保と一層の生物多様性の維持・向上を資することを目的にしている。

当計画区では、秩父山地森林生物遺伝資源保存林を中心に雲取山から甲武信ヶ岳、三国山を経て天丸山に至る稜線に沿って、秩父山地緑の回廊を設定している。

なお、森林環境教育の場としての活用を図る等、緑の回廊に対する国民の理解を深めるため取組を推進するとともに、モニタリングを実施し、緑の回廊の維持管理に反映させることとする。

本緑の回廊の森林の取扱いについては、本計画に定めるもののほか、「秩父山地緑の回廊設定方針」に基づき適切に取り扱うこととする。

名 称	延長(km)	面 積 (ha)
秩父山地緑の回廊	44	6,453
総 数	44	6,453

【参考】 緑の回廊の維持・整備及び管理に関する事項 ー秩父山地緑の回廊設定方針抜粋ー

◇ **緑の回廊の維持・整備に関する事項**

野生生物の移動や生息・生育及び採餌等に良好な状況となるよう、維持・整備を適切に実施することとする。

(1) 伐採に関する事項

① 天然林

天然林は、原則として自然の推移に委ねることとする。

② 人工林

人工林は、原則として皆伐は行わないこととし、間伐等を繰り返し、針広混交林又は天然林への誘導を図ることとする。

③ 営巣、餌場、隠れ場等として重要な巨木、枯木、倒木等については、入山者（登山者）及び巡視等の森林管理上危険がない限り保残することとする。

(2) 更新・保育に関する事項

① 更新は、稚幼樹の発生状況等を勘案しながら画一的に行わないこととし、必要に応じて採餌木の植栽を行うこととする。

② 除伐等の保育については、画一的に行わないこととし、広葉樹の侵入木を保残するなど針広混交林となるよう取り扱うこととする。

また、野生動物の餌となる山ブドウ等のつる類は樹木の生育に支障がない限り保残につとめることとする。

◇ **緑の回廊の管理に関する事項**

(1) 動物の保護

① 動物

原則として狩猟は行わないこととし、関係機関との調整を図ることとする。

なお、関係機関等の許認可を得て行う有害鳥獣駆除については、当面認めることとする。

②植物

原則として植物の採取は認めない。

ただし、学術調査・研究のための試料等の採取については、関係機関との調整を図り、最小限となるようにすることとする。

(2) 巡視

巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、入山者等に対する普及啓蒙に努めることとする。

(3) 林地開発の規制

原則として林地の開発は行わないこととする。

ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、関係機関と協議のうえ慎重に対応することとする。

(4) 施設等の規制

施設の整備及び治山施設等の設置に当たっては、野生生物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないように配慮することとする。

(5) 森林環境教育の場としての活用

野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、地元の要望がある場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用することとする。

4 その他必要な事項

(1) ニホンジカやツキノワグマによる樹皮剥ぎ等に関する事項

近年、ニホンジカやよるツキノワグマによる樹皮剥ぎ等の被害が発生している。

このため、巡視等によりこれらの状況の把握に努め、立木の枯死が増大し公益的機能の低下のおそれのある箇所や伐採跡地の新植箇所を重点的にシカ柵や単木の保護資材等による防除対策を行う。

また、地方公共団体等とも連携するなどにより、対策の充実に努めることとする。

(2) 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、生育環境及び餌動物の生息環境が大きく影響する。

このため、希少猛禽類の生息地等の具体的な情報については、職員等による調査、既存の調査結果の収集、学識経験者や地元自然保護団体等からの提供を受ける取組等により把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、猛禽類と林業との共生に取り組むこととする。

(3) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア団体、NPO 法人等とも連携を図りながら行うこととする。

また、水辺の整備について、水質保全の向上や野生生物の生息・生育環境の保全を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等の水辺に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の国有林野は、21 %が人工林となっており、このうち5～8 齢級の間伐適期林分が17 %、9 齢級以上の高齢級林分が82 %を占めている。

このため、当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化(90～100 年生)に向けた高齢級林分の間伐及び分収林*契約に基づく主伐等が主体となることから、これらを計画的に進め、効率的に搬出し、供給に努めることとする。

*【分収林】

P26 で具体的に説明。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給についての情報交換を進めることを通じ、河川・砂防工事、その他の公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。

また、国有林野の公益的機能の発揮に支障のない範囲内において、地域産業の振興に寄与することを目的とした土石、山菜等副産物の供給に配慮することとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区の奥秩父地域は秩父多摩甲斐国立公園内にあり、すぐれた山岳景観を有している。中津峡は荒川支流の中津川に建設された滝沢ダム上流にあり、県の名勝に指定され、奇岩や溪流が周囲の天然林と調和した景観は素晴らしく、四季を通じた眺望が楽しめることなどから、今後もこれら自然資源を活用した地域の産業・経済の寄与できるように国有林野の活用要望に応じることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全など公益的機能との調和を図ることとする。

(1) レクリエーションの森

該当なし

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一貸付、売払等
- (2) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等
一分収造林契約等
- (3) ダム、公園、道路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興
一貸付、売払等
- (4) レクリエーション利用一使用許可等

3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こしに努めることとする。

V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分行われていないものがみられ、その位置関係により、当該私有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、次の要件を備えた箇所において公的機能維持増進協定を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を私有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

- (1) 国有林野に隣接又は介在し、単独では効率的な森林経営をなし得ない私有林であること
- (2) 市町村整備計画に定められた公益的機能別施業森林の区域内であること
- (3) 森林の利用を不当に制限するものでないこと
- (4) 協定を締結しようとする区域内に存する私有林又は当該区域に隣接する私有林において、県が行い又は行おうとしている治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること

VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術援助、情報の提供などを通じ、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとし、「多様な活動の森」を設定する。

なお、本計画において協定締結による国民参加の森林づくりの対象予定区域は定めないが、ボランティア団体等から森林づくりのためのフィールド提供等の要望があった場合には、積極的に応えていくこととする。

(1) 多様な活動の森

「多様な活動の森」は森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等を行うものである。

当計画区では、NPO 法人等が下刈や間伐等の森林整備や造林地のシカ食害跡地で動植物の生態調査等を実施するためのフィールドを提供しており、各種情報の提供を行うなどこれからの活動を支援することとする。

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
中川の森	1.00	8 は ₁
ツキノワの森	3.80	14 へ ₂
三境の森	1.71	35 は ₃

2 分収林に関する事項

分収林制度*を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努めることとする。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア団体、NPO 法人、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理事務所主催による児童、生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及

*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 法人等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

VII その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

森林管理事務所に設定している各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

また、林業技術の指導・普及と併せて、森林管理事務所において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等、国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

3 その他必要な事項

特になし